

大村都市計画地区計画の決定（大村市決定）

都市計画新大村駅周辺地区計画を次のように決定する。

名 称		新大村駅周辺地区計画		
位 置		大村市植松３丁目の一部		
面 積		約 ３．８ ha		
地区計画の目標		本地区は、大村市都市計画マスタープランにおいて「交通結節拠点」として位置づけており、“交通・情報ネットワークの中心となる「賑わい交流拠点」”の形成を図ることとしている。 このため、土地区画整理事業を推進するとともに、新大村駅を核とした交通結節点機能を中心に、駅東側の一帯については、業務施設、情報発信・交流施設、都市型住宅等を誘導・配置し、魅力ある都市空間を形成することを目標とする。		
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	地区計画の目標に基づき、「賑わい交流拠点」として相応しい土地利用を図るため、新駅及び周辺施設の利用者に対して利便性が確保されるよう、商業施設、交流施設等の建築物の立地が図られる地区とする。		
	建築物等の整備の方針	「賑わい交流拠点」として相応しい良好な市街地環境を形成するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度を定める。		
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	商業業務地区
			地区の面積	約３．８ ha
		建築物等の用途の制限 次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (１) 一戸建ての住宅、寄宿舍又は下宿、兼用住宅 (２) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (３) キャバレー、ナイトクラブその他これらに類するもの (４) 自動車教習所 (５) 倉庫業を営む倉庫 (６) 畜舎（ペットショップ、動物病院その他これらに類する動物保管施設を除く。） (７) 工場（自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するものは除く。） (８) 建築基準法別表第２（と）項第２号から第４号までに掲げるもの (９) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する建築物 (１０) 葬儀を主たる目的とする建築物		

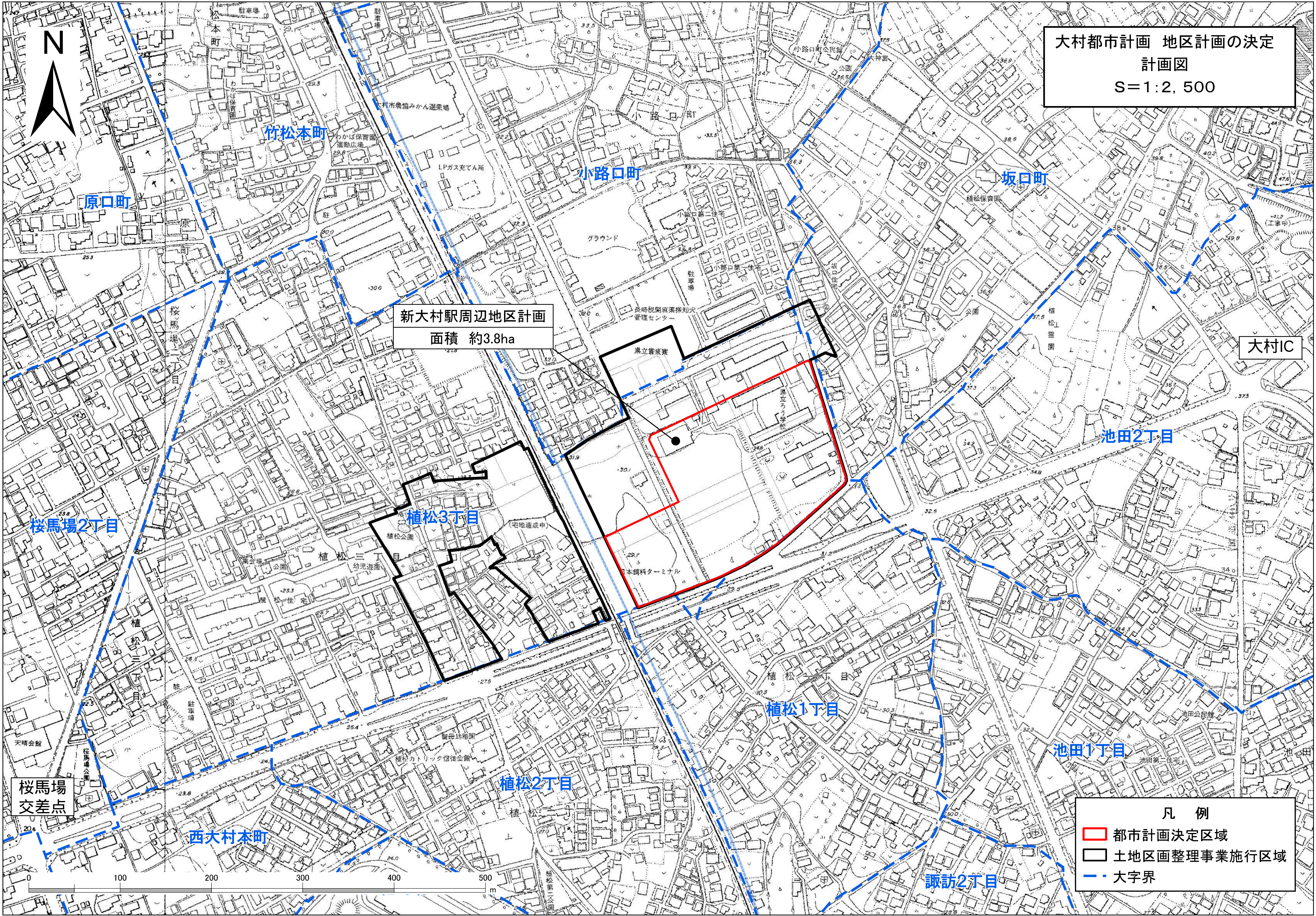
		建築物の敷地面積の 最低限度	1,000㎡ ただし、市長が公益上必要な建築物で用途又は構造上 やむを得ないと認めたものについては、この限りでは ない。
--	--	-------------------	---

「区域、地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理 由

当地区は、令和４年秋の西九州新幹線開業に伴う新大村駅周辺土地区画整理事業を進めており、整備内容に応じた計画的な土地利用を図ることが期待されている。

土地利用にあたっては、大村市都市計画マスタープランを踏まえるとともに、「賑わい交流拠点」として魅力ある都市空間の形成を実現するため、新大村駅周辺地区において地区計画を決定するものである。



大村都市計画 地区計画の決定
計画図
S=1:2, 500

新大村駅周辺地区計画
面積 約3.8ha

大村IC

凡 例
都市計画決定区域
土地区画整理事業施行区域
大字界

桜馬場
交差点